

慶弔規則

(目的)

第1条 一般社団法人 千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という。)は、理事会の決議に基づき、本会が行う慶事、弔事に関する慶弔見舞規則を定める。

(適用の範囲)

第2条 本規則を適用する範囲は、次の各号の現職にある者とする。

- (1) 本会の正会員本人
- (2) 前各号のほか、会長が特に必要と認めた者

(結婚祝金)

第3条 本会は、第2条1号、第2号に記載された者が、結婚したときは、結婚祝い金として30,000円を贈る。

(弔慰金)

第4条 本会は、第2条1号、第2号に記載された者及びその配偶者が逝去したときは、その遺族に対し、次の各号のとおり弔慰金を贈り、哀悼の意を表する。

- (1) 第2条1号、第2号に記載された者 30,000円
- (2) 前記1号の配偶者 10,000円

(金額の増減)

第5条 本規則に定める金額の増減は、会長が必要と認めたときは、増減を行うことができる。

(変更)

第6条 本規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(附則)

第7条 本規則は、平成21年10月23日より実施する。

(内規) 第4条 (弔慰金)

- (3) 本会の役員の子及び父母(義父母を除く) 5,000円

(注) 役員とは、会長、副会長、専務理事、理事及び監事とす